

農地・水保全管理支払交付金の実施に関する基本方針

北海道
平成 24 年 4 月

1. 本交付金による取組の推進に関する基本的考え方

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や国土保全等の多面的機能を有しているが、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたことから、北海道農業・農村振興条例（平成 9 年 4 月 3 日北海道条例第 10 号）第 6 条に基づき策定した、「第 4 期北海道農業・農村振興推進計画（平成 23 年 3 月策定）」において、農業生産の基盤となる農地・農業用水等の資源について、道民の理解を深めながら、生産者だけでなく地域住民などの多様な主体が参画した農地や農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図るための取組などを推進することとしている。

このような中、平成 19 年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきたが、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上を図るため、地域主体の取組の強化が重要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組に対し農地・水保全管理支払交付金により支援する。

2. 共同活動支援交付金に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

農地・水保全管理支払交付金実施要領別記 1－2 の活動指針に示す取組のほか、次の取組を追加する。

ア. 地域共同で行う配水操作

イ. 地域共同で行う急激な融雪による法面の浸食等を抑制する活動。

ウ. 地域が共同で管理する有機質処理施設の管理。

エ. 地域共同で行う鳥獣被害防止のための活動。

オ. 地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 基礎活動

基礎活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 農村環境保全活動

農村環境保全活動の取組のテーマから 1 以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を 1 以上実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 基礎活動

区分	取組の追加
構成項目	点検・機能診断、計画策定、研修
対象施設等	農用地
活動項目	点検及び機能診断
取組	施設の機能診断

取組内容	・協定に位置づけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>有機質処理施設等の状況確認</u> を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組の追加
構成項目	点検・機能診断、計画策定、研修
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	点検及び機能診断
取 組	施設の機能診断
取組内容	・協定に位置づけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の浸食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の浸食の発生状況、破損箇所の把握、 <u>水路本体や集水区域の積雪状況の把握等</u> ）を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組の追加
構成項目	点検・機能診断、計画策定、研修
対象施設等	ため池
活動項目	点検及び機能診断
取 組	施設の点検
取組内容	・協定に位置づけたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・ <u>堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、協定に位置づけたため池の定期的な見回りを</u> 行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	畦畔・農用地法面等の補修
取 組	<u>融雪材の散布</u>
取組内容	・ <u>ほ場の急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。</u>
活動要件	—
区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	畦畔・農用地法面等の補修
取 組	<u>融雪排水促進のための溝きり</u>

取組内容	・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎等を行い、 <u>表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の浸食を抑制して形状確保を行うこと。</u>
活動要件	—
区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設の適正管理
取 組	鳥獣害防護柵の適正管理
取組内容	<p>・鳥獣害防止のため防護柵、<u>隔障物</u>の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</p> <p>・鳥獣害防止のための有害駆除について、<u>ワナ等による捕獲を行うこと。</u></p> <p>・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、<u>保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動</u>をすること。</p> <p><u>※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。</u></p>
区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設の適正管理
取 組	<u>有機質処理施設の適正管理</u>
取組内容	<p>・<u>有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。</u></p> <p>・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、<u>農業生産等への障害が生じないようにすること。</u></p> <p>・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、<u>刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないこと。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、共同活動支援の対象とする。）</u></p>
活動要件	—
区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	水路の適正管理
取 組	<u>計画に基づいた配水操作</u>
取組内容	・ <u>かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</u>
活動要件	—
区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	水路の適正管理

取組	<u>積雪被害防止</u>
取組内容	<u>・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。</u> <u>・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</u>
活動要件	—
区分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道の適正管理
取組	<u>除排雪</u>
取組内容	<u>急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。</u>
活動要件	—
区分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	付帯施設の適正管理
取組	<u>計画に基づいた配水操作</u>
取組内容	<u>・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</u>
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

区分	取組内容の変更（追加）
活動指針の構成	実践活動
テーマ	農地の保全
取組	農用地から風塵の防止活動
取組内容	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、 <u>有機質資材の散布等</u> を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。
活動要件	—

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

北海道の活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(3) 交付単価、交付方法等

① 基本的考え方

共同活動支援交付金の交付単価は、基本単価と継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した地域又は共同活動の実施期間が5年未満で向上活動に取り組む地域）単価とする。

継続地区については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着して

きたことを踏まえ、基本単価の7.5割とする。

② 共同活動支援交付金の交付単価

ア.

適用	地目	国の共同活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価（共同活動を実施して5ヵ年経過していない対象農用地）	田	1,700円	3,400円
	畑	600円	1,200円
	草地	100円	200円
継続地区単価（共同活動を5年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	1,275円	2,550円
	畑	450円	900円
	草地	75円	150円

イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添のとおりとする。

③ 共同活動支援交付金の交付方法

北海道農地・水保全管理対策協議会は、共同活動支援交付金の交付に関する業務方法書に従い、共同活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に共同活動支援交付金を交付する。

3. 向上活動支援交付金に関する事項

(1) 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動の指針の策定

① 基本的考え方

対象組織が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、次のア～ウに該当するもので、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

ア. 採択申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等を実施していないこと

イ. 採択申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等が予定されていないこと

ウ. 市町村が所有又は管理していないこと

② 対象施設・対象活動に関する指針

北海道の施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙2のとおりとする。

(2) 高度な農地・水の保全活動の指針の策定

① 基本的考え方

地域の農業用水、農地、地域環境の保全を図るとともに、地域共同による高度な農地・水の保全活動を促進するため、農地・水保全管理支払交付金実施要領別記2-2を基に、高度な農地・水の保全活動に関する指針を策定する。

② 高度な農地・水の保全活動に関する指針

北海道の高度な農地・水保全活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(3) その他必要な事項

施設の長寿命化のための活動は、次の事項に留意して行うこと。

ア. 施設の長寿命化のための活動は、地域における共同の取組であることから、事業実施にあたっては、自主施工を基本とする。しかし、専門的な技術が必要な工事等で外部発注による場合は、「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」を参考にすること。

イ. 対象活動は、農地周りの水路・農道等の機能を維持するための補修を基本とし、市町村や施設管理者と十分相談して実施すること。

ウ. 活動組織の負担が活動経費の3分の1以上となること。

4. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、北海道、市町村、農業者団体、活動組織等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、北海道では、北海道、市町村、農業者団体等から構成する北海道農地・水保全管理対策協議会（以下「道協議会」という。）を地域の推進体制に位置付ける。

なお、共同活動支援交付金の事業実施主体は、道協議会とする。

また、向上活動支援に係る北海道及び市町村の補助金等は、道協議会から対象組織に交付する。

(2) 関係団体の役割分担

① 北海道

ア. 本交付金の実行状況の点検や必要に応じ事業実施主体に指導・助言を行うため、第三者委員会を設置・運営する。

イ. 北海道の農地・水保全管理支払交付金の実施に関する基本方針を策定する。

ウ. 活動に関する指導・助言

エ. 本交付金の普及・啓発

② 市町村（別添：市町村一覧参照）

ア. 管内の活動組織との協定の締結又は農地・水・環境保全組織の協定を認定する。

イ. 毎年度、対象組織の共同活動及び向上活動の実施を確認する。

ウ. 活動に関する指導・助言

エ. 本交付金の普及・啓発

③ 道協議会

ア. 毎年度、対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。

イ. 対象組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。

ウ. 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。

エ. 活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。

オ. 共同活動支援交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、共同活動支援交付金の交付を行う。

カ. 向上活動支援交付金について、対象組織から提出された申請書等の内容の確認を行い、適当と認められるものについて取りまとめの上、農村振興局長に報告等を行う。

キ. 向上活動支援交付金の北海道及び市町村の補助金等に係る事務を行う。

ク. 本交付金の普及・啓発

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から北海道が交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を「北海道農地・水保全管理支払事業補助金交付要領」に従い関係市町村に交付する。

また、道協議会への推進交付金については、共同活動支援交付金と合わせて、国から直接交付される。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	道協議会	北海道	関係市町村	
共同活動支援交付金	○			
農地・水保全管理支払推進交付金				
1. 第三者機関の設置、運営		○		
2. 基本方針の策定		○		
3. 協定締結			○	
4. 確認事務			○	
5. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○			
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○			
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○			
6. 交付・申請事務				
(1) 共同活動支援交付金の交付事務	○			
(2) 向上活動支援交付金の申請事務	○			
7. 農地・水保全管理支払交付金の普及・啓発	○	○	○	

<参考2>

実施体制図

